

令和7年3月5日

課 名 土木建築局都市環境整備課

担当者 盛土対策担当監 岡田

内 線 4128

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査の結果について

1 要旨・目的

全国に先駆けて令和5年9月28日から運用を開始した宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく基礎調査について、本県において調査手法を確立し先行して実施した結果について報告する。この基礎調査は、規制区域内の一定規模以上の盛土等について災害発生の危険性等の調査を行うものであり、盛土規制法第4条に基づく調査である。

2 現状・背景

令和3年7月3日 静岡県熱海市で盛土造成地を含む土砂災害が発生
(死者28名、住宅被害98棟)

令和3年度 「盛土による災害防止のための総点検」による県内の重点点検対象箇所1,514箇所について緊急点検を実施（以下「緊急点検」という。）

令和5年5月26日 盛土規制法の施行

令和5年9月28日 全国に先駆けて広島県で規制区域を指定し運用開始

令和5年11月16日 広島県盛土等防災対策アドバイザーを設置
(令和7年3月現在、7名の有識者が就任)

令和5年度 盛土規制法に基づく規制区域内の盛土316箇所を抽出（緊急点検の重点点検対象箇所を除く）
点検手法やカルテ様式等について検討

3 令和6年度の基礎調査の概要

(1) 調査区域

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内（広島市・呉市・福山市を除く県内全域）

(2) 調査対象

主に1990年以降に造成された面積2,000m²以上の盛土（緊急点検と同様に広島県が独自に設定）

※国の緊急点検等の対象は、概ね2000年以降に造成された面積3,000m²以上

(3) 調査手法

現地調査の前に事前確認シート（広島県独自）を作成し、谷筋や法尻などの重点的に確認する箇所を事前に把握した上で目視・ドローンにより点検を行い、カルテを作成

(4) 調査結果

すべての盛土（316 箇所）が経過観察（広島県が概ね 5 年ごとに点検を実施）

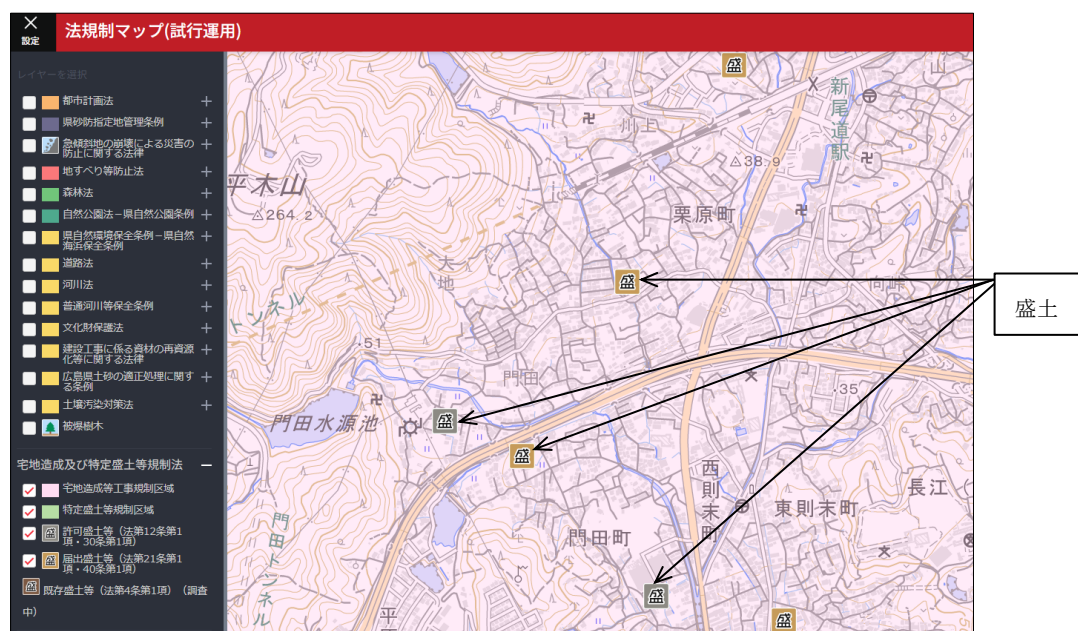
一部の盛土で、雨水による浸食跡等の軽微な変状があったものの、直ちに大規模な崩壊等により災害が発生する危険性の高い盛土はなかったことから、盛土規制法に基づき、広島県が概ね 5 年ごとの点検を計画的に行う。

(5) 国土交通省・アドバイザーの意見

- 引き続き、土地所有者等による適切な維持管理を促進して欲しい。
- 広島県で確立した調査手法・カルテ様式は、安価で点検を行える上、極めて実効性が高いことから、広島モデルとして全国の自治体に広めさせてもらいたい。
- 緊急点検の重点点検対象箇所 1,514 箇所についても、計画的にカルテを作成して、盛土等の安全確保に努めて欲しい。

(6) 結果公表

すべての盛土について、直ちに大規模な崩壊等により災害が発生する危険性が高いこと、今後経過観察を行っていくこと、土地所有者等の方々への引き続きの維持管理等のお願いについて、本日から広島県ホームページにおいて公表する。また、省令に定められた盛土の所在地等に関する公表については、地元市町との確認・調整が終了したところから、広島県インフラマネジメント基盤「DoboX」において速やかに公表していく。



「DoboX」における公表のイメージ画面

※当イメージ画面は、現行の「DoboX」で公表済みの「許可」又は「届出」された盛土を表示している。

(7) 今後の対応

令和3年度に緊急点検を行った1,514箇所のうち政令市・中核市に在る盛土700箇所を除く814箇所について、令和7年度から4か年で点検・カルテ作成を行い、法律に定められているとおり、概ね5か年ですべての盛土の点検を行っていく。

4 その他（参考資料）

【参考資料1】市町ごとの調査箇所数一覧表

【参考資料2】広島県の事前確認シート・カルテ様式※（個々の盛土調査結果は非公表）

※現地調査の着手前に、アドバイザー、基礎調査業務の受注者、広島県の三者で行った事前勉強会において作成したもの。当該箇所は、公共施設のため調査対象外。



事前勉強会の状況

【参考資料１】市町ごとの調査箇所数一覧表

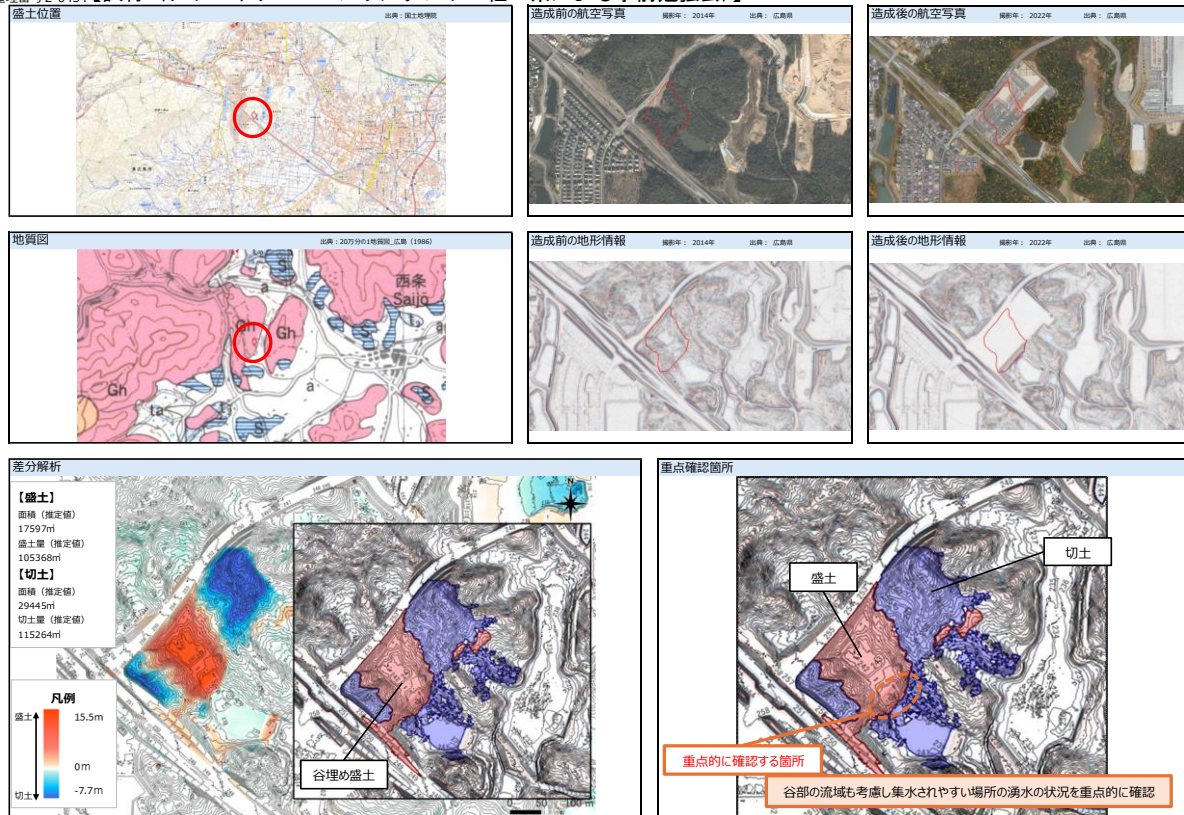
(令和７年３月時点)

市町	盛土規制法に基づく基礎調査			緊急点検	
	計	令和６年度 【今回の調査】	令和７～１０年度	令和３年度	
広島市	—	—	—	457	700
呉市	—	—	—	85	
福山市	—	—	—	158	
竹原市	17	3	14	14	814
三原市	103	26	77	77	
尾道市	91	14	77	77	
府中市	36	6	30	30	
三次市	101	38	63	63	
庄原市	73	37	36	36	
大竹市	18	3	15	15	
東広島市	229	44	185	185	
廿日市市	146	19	127	127	
安芸高田市	44	31	13	13	
江田島市	32	4	28	28	
府中町	31	0	31	31	
海田町	9	0	9	9	
熊野町	18	1	17	17	
坂町	7	0	7	7	
安芸太田町	12	7	5	5	
北広島町	41	28	13	13	
大崎上島町	15	9	6	6	
世羅町	47	28	19	19	
神石高原町	60	18	42	42	
計	1,130	316	814	1,514	

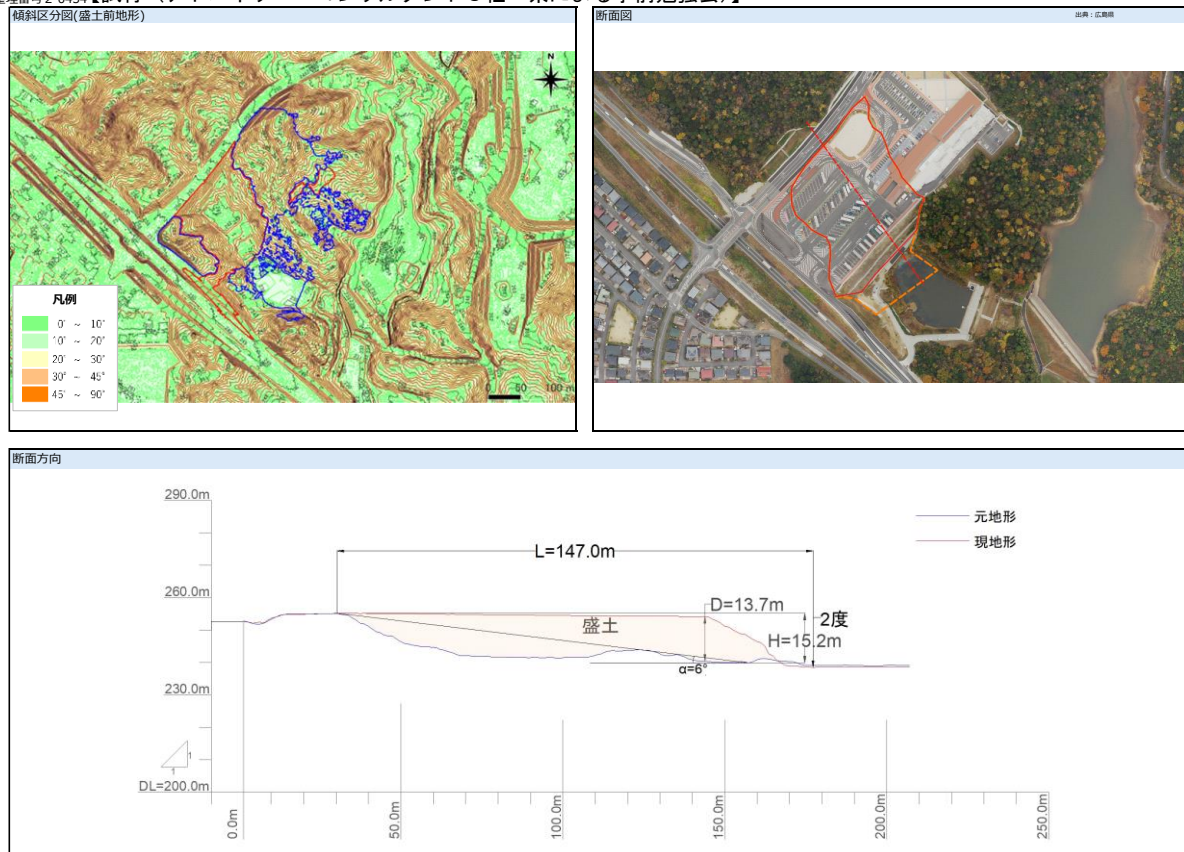
【参考資料2】広島県の事前確認シート・カルテ様式（個々の盛土調査結果は非公表）

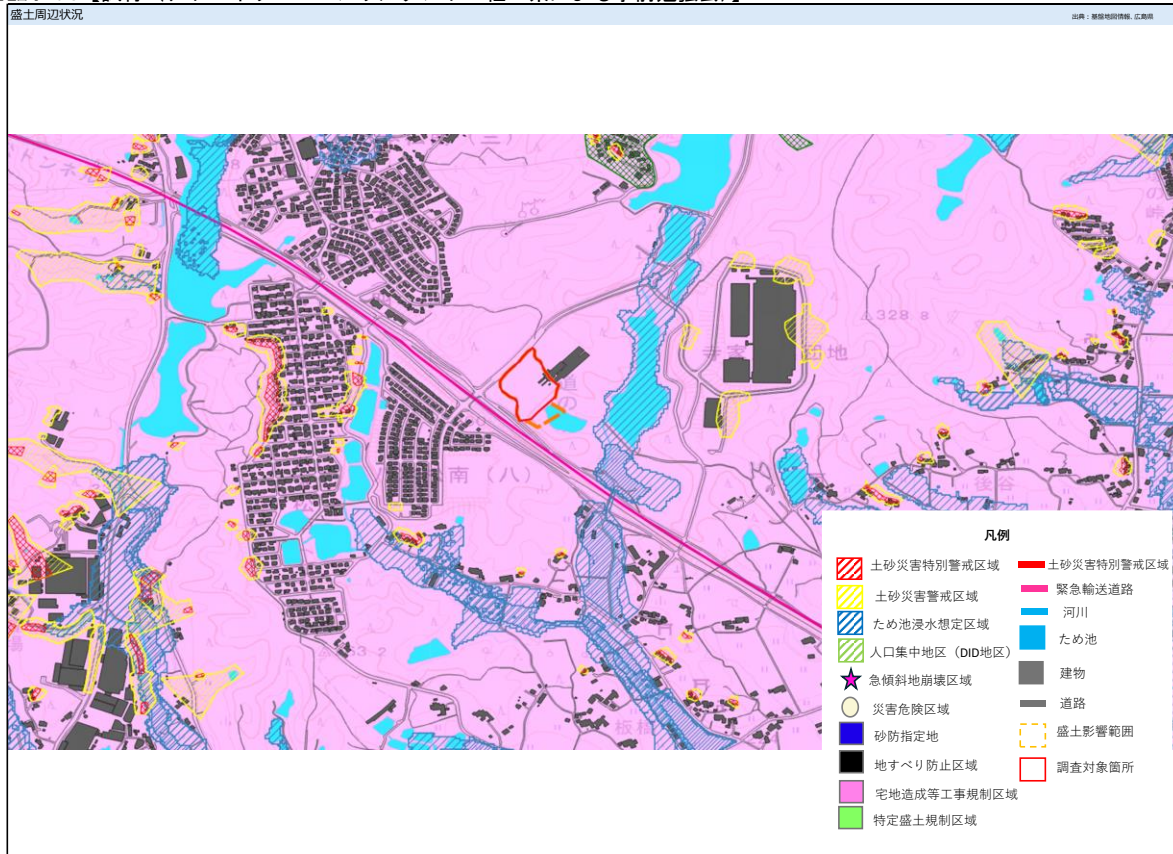
○事前確認シート

整理番号 2-0454 【試行（アドバイザー・コンサルタント3社・県による事前勉強会）】



整理番号 2-0454 【試行（アドバイザー・コンサルタント3社・県による事前勉強会）】





○カルテ

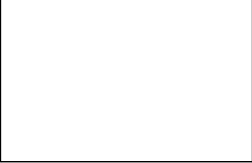
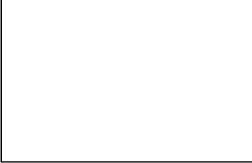
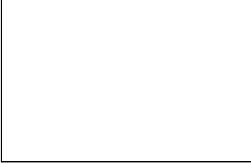
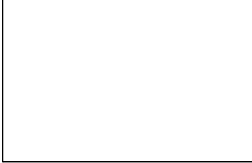
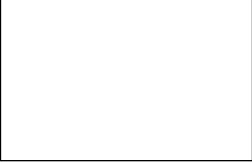
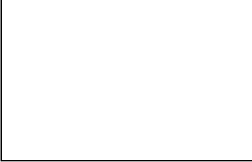
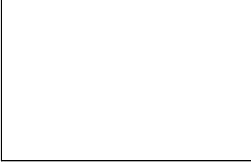
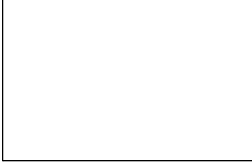
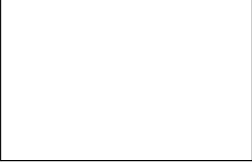
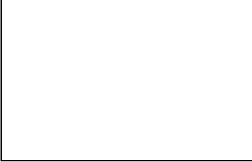
【試行（アドバイザー・コンサルタント3社・県による事前勉強会）】

[illegible]

【試行（アドバイザー・コンサルタント3社・県による事前勉強会）】



【試行（アドバイザー・コンサルタント3社・県による事前勉強会）】

既存盛土等カルテ(安全性把握調査の優先度評価(3))				2-0454	様式3-2
					
写真1	写真2	写真3	写真4		
					
写真5	写真6	写真7	写真8		
					
写真9	写真10	写真11	写真12		
					
写真13	写真14	写真15 事前勉強会の状況1	写真16 事前勉強会の状況2		